#### 特別寄稿

## ペーター・ゴットヴァルト

# ドイツにおける弁護士の状況

# 入稲福 智(訳)

#### 1.概 論

2004年の統計によれば,ドイツの人口は8250万800人であり,緩やかな減少傾向にある(2002年は8253万6000人)。

2006年元旦の時点で,13万8104人の弁護士が認可されている<sup>1)</sup>。その数は常に増加しており,過去10年間の増加率は81%である<sup>2)</sup>。

もっとも,他のヨーロッパ諸国に比べると,弁護士の割合(597人あたり1人)は決して高いわけではなく(第8番目),スペイン(390人あたり1人),イタリア(448人あたり1人),イギリス(502人あたり1人)はこれを上回っている。ドイツ国内の状況を見ると,大都市圏で高くなっている。弁護士の割合が最も高いのはフランクフルトであり(住民99人あたり1人),デュッセルドルフ(118人あたり1人),ミュンヘン(127人あたり1人)がこれに続いている<sup>3)</sup>。

法学を専攻する学生数は1997年にピークに達し,11万2456人であった。 2004年は9万3945人であるが,その内,ドイツ国籍を有する者は8万3982 人(男性は4万2393人,女性は4万1589人)である。

州の法律によれば<sup>4)</sup>, 法学部生は(第4セメスターまでに)中間試験を受けなければならない。この試験では,民法,刑法,公法および基礎科目(法哲学,法制史)に関する問題が出題されるが,合格しなければ,勉学を継続しえない。このハードルによって,約10~15%の学生が脱落するこ

とになるが(最初の試みでつまずいた者の中には,「自発的に」勉学を放棄する者が少なくない),第 1 次国家試験を受けるためには,さらに,「大演習」(民法,刑法,公法)に合格しなければならない $^{5}$ )。この要件を満たすことができず,学業を断念する学生がどの程度いるかは明らかになっていない。

2003年は,1万2730名の学生が第1次国家試験(司法修習生試験)に臨み,9088人(71.4%)が合格している。なお,不合格者の割合は,ヘッセン州の13.9%からバーデン・ヴュルテムブルク州の48.4%と,州ごとに大きく異なっている(バイエルン州では31.1%)。

[不合格者には再度,チャンスが与えられるが]788名の受験生は再び 不合格となり,法曹への道を最終的に絶たれている。

第1次国家試験を受験するまでの平均勉学期間は9.6セメスターとなっている(バイエルンでは8.7セメスター)。

中間試験に落第した学生は,通常,学部を変更し,大学での勉学を継続しているが,27~31歳で第1次国家試験に失敗したり,それよりも高い年齢で第2次国家試験に失敗するような場合は,年齢ないし経済的な理由から,専攻の変更は不可能となる。通常,このような学生は,専門職業教育ないし完全な大学教育を必要としない職業に甘んじなければならない。例えば,ジャーナリスト,店員,保険代理人,保険専門アドバイザーなどが挙げられる。

# 2.ドイツにおける民事・刑事手続

ドイツ連邦統計局の最新データによれば,2003年,民事裁判所には,192万7734件の訴えが提起されている。さらに,家庭裁判所では,57万3690件の手続が開始されている(これに約800万件の督促手続が加わる)。他方,刑事裁判所では,89万7949件の手続が開始されているが(罰金刑に関するものは除く),裁判所別の内訳は以下の通りである。

#### 立命館法学 2006 年 4 号 (308号)

簡 易 裁 判 所 88万3296件 地 方 裁 判 所 1 万4636件 地方上級裁判所 17件

民事裁判所と刑事裁判所の処理件数は,提訴件数に若干追いついていないが,他方,家庭裁判所では,処理件数の方が多くなっている。

### 3.法曹教育改革

2002年7月11日の法曹養成改正法(Gesetz zur Reform der Juristenausbildung vom 11.7.2002)に基づき,第1次司法試験は,国の必修科目試験(staatliche Pflichtfachprüfung)と大学の重点分野試験〔専門科目試験〕(universitäre Schwerpunktbereichsprüfung)に分けられることになった(ドイツ裁判官法第5条第1項〕。必修科目試験は,民法,刑法,公法および手続法の基幹科目を対象とし(EU 法に関する問題を含む),他方,重点分野試験は,大学教育の補充,関連する必修科目の強化,また,学際的および国際的な問題への配慮を目的としている(ドイツ裁判官法第5 a第2項第3文および第4文)。重点分野試験の一環として,各大学は筆記試験を少なくとも1回,実施しなければならない。これは連邦法上の要請であるが(ドイツ裁判官法第5 d条第2項第2文),各州は,大学在学中に試験を実施することができる。ただし,試験は,2年半以内に実施されたものでなければならない。第1次試験の成績証明書には,重点分野試験の成績と必修科目試験の成績の他に,総合成績が100点満点で記載されるが,両者の比重は3対7である。

重点分野試験の内容は,各大学によって決定される。そのために各大学は同試験に関する規則を制定している。なお,国の必修科目試験とはいえ, その内容は州ごとに異なっている。他方,大学が実施する重点分野試験は 大学間で異なっている。つまり,試験には,従来のように州間だけではなく,大学間でも違いがみられるようになった。 レーゲンスブルク大学法学部の重点分野試験規則(2004年11月11日制定)によれば、各学生は4学期制の重点分野教育(計16時限)を終了しなければならない。また、選択した重点分野において、2つのゼミに参加し、合格しなければならない。第1のゼミに参加しなければ、大学法学教育の一環として行われるレポート課題に取り組むことはできない。第2のゼミは、このレポート課題と密接に関連しているが、口述試験を受けるための要件となる。学生はレポート課題を4週間以内(ただし、長期休暇期間中である)に作成し、2名の者によって採点される。その後、口述試験が実施されるが、問題はレポート課題の内容に限定されず、学生が選択した重点分野の全領域が対象となる。試験時間は、受験生1人あたり約20分であるが、司法試験の口述試験と同時期に実施すべきとされている。成績は、レポート課題の成績を2倍にした上で、口述試験の成果と総合して判定される。

現在,レーゲンスブルク大学法学部は,以下の重点分野〔専門分野〕を 設けている。

- (1) 現代法秩序の基礎
- (2) 会社法,商法,税法
- (3) 企業の活動と資本〔会社法、労働法、独禁法〕
- (4) 労働と社会保障に関する法令 [労働法と社会法]
- (5) 和税法と社会法
- (6) 企業再生(破産法,資金確保,破産に関連した労働法,会社法, 商法および租税法)
- (7) ドイツとヨーロッパの私法・民事訴訟法,国際私法,国際民事訴訟法,比較法
- (8) 現代社会の刑法〔ヨーロッパ刑法,国際刑法,犯罪政策,被害者 保護,少年法など〕
- (9) 情報化社会の法〔知的財産権法,競争法,メディア法など〕
- ① 欧州統合過程における中東欧 (EU と東欧,欧州憲法,比較法,

#### 欧州刑法など1

新制度は来学期にようやく完成年度を迎えるため,まだ包括的に評価し うる段階にはない。

国の試験と大学の試験の成績は、それぞれ別個に評価され、学生は両方の試験に合格しなければならない。そのため、課題を易しくしたり、口述試験のレベルを下げることは、大学にとって有益ではない。

両試験の成績に大きな開きがある場合の取り扱いは,今後の検討課題である。卒業生の採用に際し,国の機関は必須科目試験の成績を重視すると解されるが,他方,弁護士界や企業は重点分野試験の成績を尊重することもあるであろう。

## 4. ドイツにおける弁護士の経済状況

近年,「弁護士の窮状」が指摘されている。過去10年間,弁護士の収入が伸び悩んでいるのは否定できず<sup>6)</sup>,インフレと弁護士数の恒常的増加に基づき,実質所得は減少している。また,単独で開業する弁護士(Einzelanwälte)は,利潤の小さい依頼でも引き受けなければならない状況が増えている<sup>7)</sup>。

ニュルンベルクの自由業研究所 (Institut für freie Berufe ) の調査によれば<sup>8)</sup> , フルタイムで働く個人開業弁護士の年間報酬金額は , 約11万6000 ユーロである (20002年の統計 )。地方に共同で弁護士事務所を構えるケースでは , パートナーあたり約15万5000ユーロ , また , 複数の地域にまたがり活動するケースでは , パートナーあたり約23万7000ユーロとなっている。旧西ドイツ地域における弁護士の平均収入 (社会保険料や租税を控除する前の収入) は以下の通りである (2002年 )。

- 個人開業の弁護士 (フルタイム労働) 4万7000ユーロ (前年比約 14%増)
- 地方の弁護士事務所のパートナー 7万7000ユーロ(前年比6.9%増)

・複数の地域を包括する弁護士事務所のパートナー 8万9000ユーロ (前年比11%減)

他方,旧東ドイツ地域における弁護士の収入は,いずれも際立って少ない。

なお,簡易裁判所ないし地方裁判所判事の年収は,40歳で約5万1000 ユーロ,49歳で6万3000ユーロとなっているが(共に租税控除前),裁判官は年金保険料の納付が免除されている。

つまり,個人開業の弁護士の平均収入は,裁判官や検察官の任用当初の 収入を明らかに下回っている。

パートタイム労働の弁護士も含めると,状況はさらに悪化するが,個人開業の弁護士の半数は,1月あたり,1874ユーロの収入しかなく,これから社会保険料,健康保険料,租税を支払わなければならない<sup>9)</sup>。

若年弁護士ないし新参者の所得状況も一般に好ましくないが、ゾルダン弁護士マネージメント研究所(Soldan-Instituts für Anwaltsmanagement)が2004年末に実施したアンケート調査によれば<sup>10)</sup>、2003年に認可された600人の若年弁護士のうち、本業で完全に生計を賄える者の割合は、わずか18%であった。他方、不自由を感じると答えた者は31%、また、(少なくとも調査時において)その他の収入に頼る者は51%に上った(なお、弁護士事務所の新規開設が停滞しているのは、何も最近のことではない)。新参者の(税込み)総所得の平均は4万3395ユーロであるが、2万ユーロに達しない者もいる一方で、7万ユーロを超える者もいる<sup>11)</sup>。

どの程度の弁護士が破産し、または生活保護を受けているかどうかは、統計上、明らかになっていないが、破産手続が開始されると、弁護士資格が取り消されるため(連邦弁護士規則第14条第2項第7号)、破産を申告する前に、自発的に資格を返上する弁護士が多い<sup>12)</sup>。

### 5.弁護士人口増加の影響

従来より,法律顧問は弁護士の特権とされているわけではないが<sup>13)</sup>,市場は弁護士がほぼ完全に掌握している<sup>14)</sup>。もっとも,近年,ドイツ経済は停滞しているため,法的紛争も若干減少する傾向にある(訴訟法改正の影響もある)。

近年,弁護士の広告規制が緩和され,現在では,一般的な事項や専門分野を宣伝することができる。もっとも,特定の個人や大規模な事故の被害者などをターゲットにして勧誘することは禁止されている(連邦弁護士規則第43b条)。

近年,訴訟件数は停滞ないし若干減少している。つまり,弁護士の増加 は訴訟の増加という状況をもたらしていない。

弁護士の報酬は、弁護士報酬法(Rechtsanwaltsvergütungsgesetz vom 5. Mai 2004)で定められている。例えば、訴訟上の弁護活動に関しては、訴額に応じ、一定の報酬が明定されている。法廷外の活動についても、同じく訴額に応じ、報酬の枠組みが規定されているが、2006年7月1日より、弁護士はこれに拘束されない。つまり、法廷外の活動に関しては、自由に取り決めることができる。合意がないときは、初回の相談料は、わずか190ユーロ、また、2回目以降であれ、わずか250ユーロである(弁護士報酬法第34条第1項第3文)。通常、報酬は時間単位で決められるが(1時間当たり平均約180ユーロ)<sup>15)</sup>、常連の顧客は優遇されることも多い(時間数を問わない割安の一括料金)。弁護士間の競争が高まっていることを考慮すると、新規定は費用の上昇ではなく、低下をもたらすであろう。

ドイツ人弁護士は,法廷外の法律顧問,法的助言,あらゆる種類の契約書の起草,督促,裁判外における請求権の行使とその調整,遺言書の起草などを主たる業務としている。あくまで私の個人的な印象であるが,法廷外の活動が約75~80%を占めている。

# 6.弁護士の質的悪化に対する措置

ドイツでは,2つの国家試験に合格し,裁判官として勤務する能力を有する者のみが弁護士として認可される。さらに,その他のEU加盟国出身の弁護士が「ヨーロッパ弁護士」として活動するため,認可を申請するケースが非常に少数であるが存在する(連邦弁護士規則第4条参照)<sup>16)</sup>。

厳しい大学法学教育や2つの国家試験は,真に適性な者の選別に貢献してきた。とはいえ,国家試験にかろうじて合格する者や,優秀な成績で合格する者があり,質的に大きな開きがあることも否めない。

弁護士間の競争が厳しいため,ほとんどの者は率先して法学教育を継続している。また,近時は,競争上の理由から,専門分野を身につけた弁護士が大幅に増えている。なお,連邦弁護士規則第43 a 条第 6 項は,弁護士に研修ないし勉学の継続を義務付けているが,強制力はない。専門知識に欠ける者は,最終的に訴訟の場で制裁を受けることになろう<sup>17)</sup>。

専門弁護士(Fachanwälte)としての称号を用いる者は,年間に10時間以上の講習に参加しなければならない(専門弁護士規則(Fachanwaltsordnung)第15条)。それを証明できない者は,専門弁護士資格が取り消される(第25条)。

# 7.ま と め

他の西欧諸国と比較すると、ドイツの弁護士費用(法的助言や法廷での代理に関する報酬)は割安である。

弁護士数の大幅増に基づき,弁護士はもはや地域の「名士」ではない。 もっとも,所得が減少しているのは,何も弁護士だけではなく,経済の停滞や高い失業率,また,ドイツ統一の影響を受け,国内の実質所得は一般に減少している。

#### 立命館法学 2006 年 4 号 (308号)

- 1) Vgl. Mitteilung BRAK-Mitt. 3/2006, 126.
- 2) Vgl. "Die Lage am Anwaltsmarkt: Ernst, aber nicht hoffnungslos", JuS-Magazin 1/06, 7.
- 3) Vgl. JuS-Magazin 4/06, 4 und "Anwaltsdichte zum 1. 1. 2004", BRAK-Magazin 2/2005, 13.
- 4) バイエルン州の場合は,バイエルン州大学法(Bayer, Hochschulgesetz)第6条,第81 条第3項。これを具体化するため,同州内のレーゲンスブルク市は,中間試験規則(2000 年8月3日,後に改正)を制定している。
- 5) 例えば、バイエルン州の場合は、法曹養成・試験規則(Ausbildungs- und Prüfungs- ordnung für Juristen vom 17. 10. 2003, BayGVBl 2003, 758)第24条第1項第1文による。
- 6) 連邦弁護士報酬規則(Bundesrechtsanwaltsgebührenordnung)が定める報酬額は1994年以降,引き上げられていないが,2004年5月5日に制定された弁護士報酬法(Rechtsanwaltsvergütungsgesetz vom 5. Mai 2004, BGBl. I S. 718)は,弁護士の収入を他業種の所得増に合致させることを目的としている。
- 7) Vgl. Melletat, Schwere Zeiten. Die Familie, der Job und das Geld, Anwalt 11/2003, 8.
- Vgl. Oberlander, StAR: Umsatz- und Einkommensentwicklung der Rechtsanwälte 1993 bis 2002, BRAK-Mitt. 6/2005, 252.
- Vgl. Hagenkötter, Notlage der Anwaltschaft. Triste Zukunft eines Massenberufs?, Anwalt 11/2003. 6.
- Vgl. Hommerich/Kilian u.a., Das "Soldan-Gründungsbarometer". Berufliche Situation junger Rechtsanwältinnen und Rechtsanwälte, BRAK-Mitt. 2/2006, 55.
- "Große Unterschiede bei Einstiegsgehältern von Junganwälten", NJW 2006, Heft 33, S. XVIII.
- Vgl. Kaāb/Oberlander, Zur freiwilligen Rückgabe von Zulassungen durch Rechtsanwältinnen und Rechtsanwälte in Deutschland, BRAK-Mitt. 2/2006, 50.
- 13) 法律相談法(Rechtsberatungsgesetz vom 13. 12. 1935)第1条によれば,弁護士資格を 有さない者は,個別的な分野でしか法律相談に応じることができない。S. Weth, in: Henssler/Prütting, BRAO, 2. Aufl. 2004, S. 1733 ff.
- 14) 法的サービスに関する新法を制定し,市場を自由化することが検討されている。
- Vgl. "Der Preis der Zeit-Stundensätze deutscher Rechtsanwälte", AnwBl 7/2006, 473.
- 16) Vgl. Henssler, in: Henssler/Prütting, BRAO, 2. Aufl. 2004, § 4 Rdn. 8 ff.
- 17) Vgl. Hartung, in: Hartung/Holl, Anwaltliche Berufsordnung, 2. Aufl. 2001, § 43b BRAO Rdn. 155 ff.; Eylmann, in: Henssler/Prütting, BRAO, 2. Aufl. 2004, § 43a Rdn. 179 ff.
- [後記] 本稿は、2006年9月19日に京都弁護士会において本学元客員教授であるペーター・ゴットヴァルト教授(レーゲンスブルク大学)が講演された報告原稿の翻訳である。ご多忙中、報告原稿の翻訳および当日の議論の通訳を担当していただいた平成国際大学の入稲福智先生には心より感謝申し上げる次第である。さて、2004年に法科大学院が本格的にスタートし、来年度より3000人を目指して大幅な法曹人口の増員が計画されている。今年の

3月に「法曹人口問題を考える会」が発足し、弁護士会側も本格的に法曹 人口問題と取り組むということで、本学出身の日下部弁護士より、ドイツ 人教授にヨーロッパにおける法曹人口に関して京都弁護士会で報告して欲 しいとのご要望があり、今回の研究会が実現するに至ったという訳である。 当日の研究会には,国際訴訟法学会(International Association of Procedural Law)のマルセル・シュトルメ理事長(ゲント大学・本学元客員 教授)をはじめ,谷口安平副理事長(専修大学・WTO 上級委員会委員), フェデリコ・カルピ事務局長(ボローニャ大学),キース・アフ事務総長 (バーミンガム大学), ニール・アンドリユウス教授(ケンブリッジ大学・ 本学客員教授), ディーター・ライポルト教授(フライブルク大学・本学 元客員教授),ボルフガング・リュケ教授(ドレスデン工科大学・本学元 客員教授)等,ヨーロッパの訴訟法学会を代表する研究者が参加し,ドイ ツ以外の法曹人口の現況についても活発な意見交換が行われた。議論の最 中には,シュトルメ理事長から,法曹人口の大幅増員に警戒する京都弁護 士会の有志の方に対して、「正義へのアクセス」を促進するというために は、法曹人口が増大する方向に行くべきではないか、という鋭い問題提起 もなされていた。法科大学院が設立され、法曹が養成されて行く過程にお いてはまだまだ解決すべき問題は無数にあると思われるが、お互いに利害 だけに固執するのではなく、国民の司法へのアクセスという重要な司法改 革の視点を決して忘れてはならないと考えている。今回のような企画に よって、法科大学院と弁護士会等が相互に協力しながら、より良い法曹を 育成することができることを期待している。

立命館大学法務研究科教授 出口雅久